

業務委託契約 契約約款改正に係る新旧対照表
(2023年2月)

改正箇所	改正前	改正後	備考
	2020年10月版	2023年2月版	
第22条の2第1項 (3)	(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して <u>独占禁止法第7条の2第18項</u> の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。	(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して <u>独占禁止法第7条の4第7項</u> の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。	改正独占禁止法(令和元年法律第45号)の施行(2020年12月25日)に伴い、条項番号を修正。
第28条	第28条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u> 」(平成15年法律第59号。以下「 <u>独立行政法人個人情報保護法</u> 」 <u>という。</u>)第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。 (第1号省略) (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある <u>独立行政法人個人情報保護法</u> が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。	第28条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「 <u>個人情報保護に関する法律</u> 」(平成15年法律第57号。以下「 <u>個人情報保護法</u> 」 <u>という。</u>)第60条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。 (第1号省略) (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある <u>個人情報保護法</u> が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。	「独立行政法人個人情報保護法」が令和三年法律第三十七号により廃止され、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に統合されて、改正法(改正個人情報保護法)が2022年4月1日に施行されたため、発注者の保有個人情報の定義規定を同改正法第60条に修正。
第29条	第29条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程情第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則情第11号)を準用し、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。	第29条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程(平成29年規程情第14号)及びサイバーセキュリティ対策実施細則(平成29年細則情第11号)を準用し、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。	「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」の改正(2022年4月1日付)に伴い、同規程及び細則の名称が変更されたため、これらに言及している部分の名称を変更。
第31条第4項	4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、 <u>同基準第13章第7節</u> の規定される情報が、発注者の財務諸表の <u>付属明細書</u> に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。	4 受注者が「 <u>独立行政法人会計基準</u> 」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、 <u>同基準第14章</u> の規定される情報が、発注者の財務諸表の <u>付属明細書</u> に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。	最新の「独立行政法人会計基準」(2021年9月21日改訂)に従い、章番号を修正。